

平成29年12月県議会定例会の概要について

12月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

11月28日（火）	本会議（招集）
12月4日（月）～6日（水）	本会議（一般質問、質疑、委員会付託）
12月7日（木）～8日（金）	常任委員会
12月11日（月）	本会議（常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決）

2 一般質問

(1) 党派別一般質問議員数（9人）

改革岩手	3人
自由民主クラブ	3人
いわて県民クラブ	1人
創成いわて	1人
日本共産党	1人

(2) 教育委員会関係の質問（6人）

ア 工藤 勝子 議員 5件

(ア) 県立高等学校再編計画について

- ① 高校再編計画に係る要望について
- ② 通学支援について
- ③ 将来を見据えた検討会議の設置要望について

再質問1 通学支援について

再質問2 高校再編計画に係る要望について

イ 高橋 元 議員 5件

(ア) 県立高校における遠隔授業の推進について

- ① 遠隔授業の試行の成果について
- ② 新年度からの遠隔授業の見通しについて

(イ) 縄文遺跡群の世界遺産登録について

- ① 「縄文遺跡群の世界遺産登録」国内候補見送りについて
- ② 登録に向けた戦略の練り直しについて

再質問 県立高校における遠隔授業について

ウ 中平 均 議員 2件

(ア) 東日本大震災津波、平成28年台風第10号災害からの復旧・復興について

- ① 学校での復興教育（防災教育）について

(イ) 就業支援の取組について

エ 千葉 進 議員 6件

(ア) 教育振興について

- ① 学校図書館における新聞購読について
- ② 県立高等学校再編計画について
 - a 市町村の取組に対する評価について
 - b 全体プログラムの中の後期計画について
- ③ 教員の多忙化と非正規教員（臨採者）の採用について
- ④ 「35人学級」の導入について

再質問 学校図書館における新聞購読について

オ 川村 伸浩 議員 1件

(ア) ものづくり産業について

- ① 産業人材の育成・確保について
 - a 新規高卒者の県内就業促進について

カ 高田 一郎 議員 6件

(ア) 子供の貧困対策について

- ① 就学援助制度について
- ② 新入学児童生徒学用品費について

(イ) 教育の諸問題について

- ① 子どもの貧困について
- ② スクールソーシャルワーカーの確保策と県の対応について
- ③ 英語教育について
- ④ 35人学級の拡充について

(3) 答弁

答弁は、教育長が行った。

3 商工文教委員会

(1) 議案の審議（議案第1号、42号、43号、45号、46号及び53号は一括審議）

ア 議案第1号「平成29年度岩手県一般会計補正予算（第4号）」及び議案第53号「平成29年度岩手県一般会計補正予算（第5号）」について、今野教育次長兼教育企画室長から提案理由の説明を行った。

議案第42号「岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」、議案第43号「岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」、議案第45号「岩手県立博物館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」及び、議案第46号「岩手県立美術館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて」佐藤生涯学習文化財課総括課長から提案理由の説明を行った。

郷右近委員、千葉委員、高橋委員、ハクセル委員、田村委員、斉藤委員から質問があり、教育長、今野次長及び関係課長が答弁した。

原案どおり可決された。

イ 議案第22号「損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて」佐々木学校施設課長から提案理由の説明を行った。

原案どおり可決された。

(2) 請願の審査

受理番号第57号「県立高等学校統合に係る新たな判断基準等を求める請願」の審査に当たり、藤澤高校改革課長が参考説明を行った。

郷右近委員、高橋委員、ハクセル委員、斉藤委員から質問及び発言があり、教育長及び関係課長が答弁した。

請願は、意見を付して採択された。

(3) その他（この際発言）

「教育委員会で所管する教育分野に関する個別計画の策定について」鈴木企画課長から報告を行った。

報告以外の事項について、郷右近委員、高橋委員及び小西委員から質問があり、教育長及び関係課長が答弁した。

平成 30 年度県立一関第一高等学校附属中学校入学者選抜に係る出願状況について

1 入学願書受付期間

平成 29 年 12 月 1 日（金）から平成 29 年 12 月 7 日（木）正午まで

2 入学志願者数

区 分	定 員	入学志願者数	志願倍率
男 子	40	77	1.93
女 子	40	89	2.23
計	80	166	2.08

(参考) 過去の志願者数

平成 28 年度				平成 29 年度			
区 分	定 員	入学志願者数	志願倍率	区 分	定 員	入学志願者数	志願倍率
男 子	40	80	2.00	男 子	40	79	1.98
女 子	40	84	2.10	女 子	40	83	2.08
計	80	164	2.05	計	80	162	2.03

議案第28号

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命をすることについて、議決を求める。
任命（平成29年12月20日付）

職 名 等	氏名
釜石市長	野 田 武 則
雫石町長	深 谷 政 光
滝沢市教育委員会教育長	熊 谷 雅 英
矢巾町教育委員会教育長	和 田 修
一般社団法人岩手県PTA連合会会長	五十嵐 のぶ代
岩手県高等学校PTA連合会理事	瀧 山 美代子
岩手県社会教育連絡協議会副会長	高 橋 みどり
公益財団法人岩手県体育協会理事	浅 沼 道 成
一般社団法人岩手県芸術文化協会理事	小笠原 卓 雄
一般社団法人岩手県私学協会理事	酒 井 久美子
岩手大学教育学部教授	田 代 高 章
富士大学経済学部教授	佐々木 修 一
宮古市立山口小学校支援地域本部地域コーディネーター	佐々木 良 恵
岩手大学教育学部教授	山 本 獎
岩手大学教育学部教授	名古屋 恒 彦
泉金酒造株式会社常務取締役	八重樫 由 吏
いちのへサンビレッジクラブ代表	西 舘 敦
株式会社長島製作所代表取締役社長	新 宮 由紀子

平成29年12月18日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

理由

岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県教育振興基本対策審議会委員

(平成29年12月20日～平成31年12月19日)

条例区分	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	備考
第3条第1号 市町村長	釜石市長	野田武則	64	男	釜石市	元委員
	雫石町長	深谷政光	73	男	雫石町	
第3条第3号 市町村教育委員会教育長	滝沢市教育委員会教育長	熊谷雅英	64	男	滝沢市	
	矢巾町教育委員会教育長	和田修	62	男	矢巾町	
第3条第4号 教育関係団体の役職員	一般社団法人岩手県PTA連合会会長	五十嵐のぶ代	49	女	盛岡市	
	岩手県高等学校PTA連合会理事	瀧山美代子	47	女	盛岡市	
	岩手県社会教育連絡協議会副会長	高橋みどり	58	女	盛岡市	
	公益財団法人岩手県体育協会理事	浅沼道成	59	男	盛岡市	元委員
	一般社団法人岩手県芸術文化協会理事	小笠原卓雄	71	男	花巻市	
	一般社団法人岩手県私学協会理事	酒井久美子	66	女	八幡平市	
第3条第5号 学識経験者	岩手大学教育学部教授	田代高章	56	男	盛岡市	元委員
	富士大学経済学部教授	佐々木修一	64	男	花巻市	
	宮古市立山口小学校 支援地域本部 地域コーディネーター	佐々木良恵	54	女	宮古市	
	岩手大学教育学部教授	山本奨	58	男	盛岡市	
	岩手大学教育学部教授	名古屋恒彦	51	男	盛岡市	
	泉金酒造株式会社常務取締役	八重樫由吏	56	女	岩泉町	
	いちのへサンビレッジクラブ 代表	西舘敦	38	男	一戸町	
	株式会社社長島製作所 代表取締役社長	新宮由紀子	44	女	一関市	

チェック項目	選任案
◎ 委員数【原則20人以内】	18人
◎ 女性委員登用率【男女いずれも40%以上目標】	38.9% (7名/18名)
◎ 若手委員(50歳未満)登用率【25%以上目標】	22.2% (4名/18名)
◎ 委員の平均年齢(H29.12.18現在)	57.4歳
◎ 在任期間8年超	なし

岩手県教育振興基本対策審議会条例

〔昭和38年10月15日〕
〔条例第44号〕

最終改正 平成13年7月9日条例第57号
(設置)

第1条 教育振興基本対策に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として岩手県教育振興基本対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育水準の向上に関すること。
- (2) 教育の機会均等の拡充に関すること。
- (3) 教育環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育振興基本対策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 市町村教育委員会委員長
- (3) 市町村教育委員会教育長
- (4) 教育関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月15日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年7月9日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

岩手県いじめ問題対策委員会専門委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県いじめ問題対策委員会専門委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（平成 30 年 1 月 12 日付）

職 名 等	氏 名
国立大学法人岩手大学 教育学部 教授	塚 野 弘 明
かな福祉相談支援事務所 社会福祉士	高 橋 岳 志

平成 29 年 12 月 18 日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

理由

岩手県いじめ問題対策委員会専門委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県いじめ問題対策委員（案）

（任期：H30. 1. 12～H32. 1. 11。ただし、専門委員はH30. 1. 12～当該専門事項に関する調査審議終了まで）

分野	職 名 等	氏 名	年齢	性別	居住地	年数	兼任
学識経験者	公立大学法人岩手県立大学 総合政策学部 教授	いし とう じゅん 石 堂 淳	60	男	盛岡市	2期	無
	国立大学法人岩手大学 教育学部 准教授	きく ち ひろし 菊 地 洋	45	男	盛岡市	新任	無
弁護士	太田秀栄法律事務所 弁護士	おお た しゅう さい 太 田 秀 栄	59	男	盛岡市	2期	有
	山中法律事務所 弁護士	やま なか しゅん すけ 山 中 俊 介	43	男	盛岡市	2期	無
医師	社団医療法人法成会 平和台病院 医師	い とう きん じ 伊 藤 欣 司	56	男	盛岡市	2期	無
	学校法人岩手医科大学 医学部 講師	ほし かつ ひと 星 克 仁	47	男	盛岡市	2期	無
臨床心理士	臨床心理士	たか はし のぼる 高 橋 昇	61	男	奥州市	2期	無
	臨床心理士	みや こもり おと 宮 古 守 夫	74	男	盛岡市	2期	無
社会福祉士	イーハトーブ地域包括支援センター 社会福祉士	すず き とも ゆき 鈴 木 智 之	39	男	盛岡市	新任	無
	一般社団法人岩手県社会福祉士会 社会福祉士	すな だ あき こ 砂 田 麻 子	52	女	滝沢市	2期	無
専門委員	国立大学法人岩手大学 教育学部 教授	つか の ひろ あき 塚 野 弘 明	63	男	紫波町		無
	かな福祉相談支援事務所 社会福祉士	たか はし たけ し 高 橋 岳 志	42	男	花巻市		無

※年齢：平成30年1月12日現在

関係条例

岩手県いじめ問題対策委員会条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 72 号

岩手県いじめ問題対策委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、岩手県いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 12 条の規定により定められた岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止等のための対策について調査審議すること。
- (2) 法第 24 条の規定による調査を行うこと。
- (3) 法第 28 条第 1 項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 4 第 4 条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第 9 条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。